

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山事業(火山)	事業箇所	富士吉田市 新倉	地区名	新倉(あらくら)	事業主体	山梨県
(1)事業概要				(3)事業の妥当性評価		妥当	妥当でない
①課題・背景 本計画箇所は、一級河川入山川に流れ込む支流に位置する。平成30年9月の台風24号により、大規模な山腹崩壊が発生し、下流への土砂流出が発生したため、土石流防止対策を早急に実施し、下流保全対象の保護を図る必要がある。				①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当		○	
				②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備		○	
②整備目標・効果				③経済妥当性 費用便益費 便益(B)／費用(C)= 4.82 > 1.0 ・便益(B)= 617 百万円 ・費用(C)= 128 百万円		○	
□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家29戸 国道50m 市道700m 土砂整備率 現況 54% < 70% ※ 災害実績 有(平成30年9月30日～10月1日台風24号災害)※ 重要公共施設 有(第一次緊急輸送道路 国道137号)※ (※評価基準値)				④事業実施・規模の妥当性 ・流域内は不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。なお、砂防ダムの計画はない。		○	
□副次目標				⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効		○	
□副次効果 ○被災時の被害波及の防止(第一次緊急輸送道路 国道137号線)				⑥環境負荷への配慮 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する		○	
				⑦事業計画の熟度 ・地元富士吉田市より強い要望あり		○	
				<妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断			
				(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: S I			
(2)整備内容と整備量				(5)総合評価		○	
①整備内容		谷止工1基、山腹工0.4ha		(3)及び(4)の結果から「優先的」に実施			
②整備期間		平成31年度～平成32年度					
③総事業費		130百万円(国費66百万円(5.5/10)、県費64百万円(4.5/10))					
④全体計画		平成31年度 山腹工0.4ha 90百万円 平成32年度 谷止工1基 40百万円		【事業位置図等】 			
⑤既整備内容・期間・事業費		昭和41年度 床固工1基 4百万円 昭和44年度 床固工1基 4百万円 昭和50年度 谷止工1基 11百万円 昭和51年度 谷止工2基 10百万円 昭和58年度 谷止工3基 30百万円 平成30年度 谷止工1基 42百万円					